

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○盛山委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立国社の尾辻かな子です。

ちよつと質問時間が短いので、簡潔に御質問させていただきます。と思います。

ただ、質問に入る前に、やはり私も一言申し上げなければいけないと思っております。

新型コロナウイルス対策のことは、二月上旬にダイヤモンド・プリンセス号が着岸という横浜に来て、そこからもう二カ月以上たっています。その最前線です。やってきておられた厚労省の皆さんの精神的な疲労と肉体的な疲労を考えると、本当に限界だろうな。それでも次々と起こる未知のこと、今までに起こったことのないことに一生懸命やっていたらいいこと、これは間違いないわけですね。

そういうときに、本当に今、私たちがこの場で年金法案を質疑して、加藤大臣に年金のことについて御答弁いただく、それを国民の皆さんが今見ている。皆さんどう思われるんだろうか。何をや

っているんだ国会は、何をやっているんだ厚労省は、そういうふうな思われませんか。

私は、今……（発言する者あり）いや、本当に、だから皆様も葛藤されていると思います。ここで年金法案を議論するというのは本当に悲しいことだし、ずれていると言わざるを得ないと思います。

医療現場も、皆さん御承知のとおり、マスクもない、フェースガードもない、グローブもない、そして防護服もない、丸腰でどうやるんだ、ICUももういっぱい。こういうことを本当に最優先してしなければいけないときだと思います。

ですから、今やるということですからやりませうけれども、やはりこの優先順位はもう一度考え直していただきたいというふうに強く申し上げておきたいと思っております。

今、西村委員の方からもまずありました。世界恐慌以来の大不況が来るということでも予測がされており、本日に今、この年金法案、出される前提は財政検証ですけれども、この財政検証の、経済の例えばTFPとかそういう指数、数字と、これから先がやはり物すごく私はずれてくるんだと思うんですね。

先ほどちよつと大臣にこのことについては御答弁いただきましたのでここは割愛しますけれども、私としても、やはりここは少し財政検証をやり直した方がいいんじゃないか。特に、これがある程度終息した時期に、もう一度、経済成長の見通しや内閣府のTFPも含めて見直してから年金のことを考えた方がいいんじゃないかと思うんですが、

大臣、この財政検証の見直しなど、考えていただけないでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほどと同じ答弁になるんですけれども、財政検証というのは百年間先を見ながらやるということであり、足元一、二年、もちろん足元も大事でありますけれども、それについては、先ほど申し上げた専門委員会での、まさに足元の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考える範囲内において設定する必要があるというところがまずその基本になります。

それからあと、今委員おっしゃった、ここ数年かかるとなると、また次、五年後の財政検証ということになるわけであり、五年ごとに財政検証をさせていただく中で、当然、次の五年後の財政検証においては、これからの五年、実質四年だと思えますが、その間の経済の状況、もちろんこれも踏まえながら検証する、これはそういうことになるんだろうと思っております。

○尾辻委員 私は、もうちよつと現実的にするために、財政検証をこの経済状況を見てやるべきだということをお願いしたいと思います。

ちよつとコロナ関係を一点だけ、年金関係というか社会保険料関係でちよつとお尋ねをしておきたいと思っております。今回の緊急経済対策、社会保険料は基本的に猶予なんです。猶予というのは、いつかは支払わなければいけないという先送りであって、これが負担軽減ということでは私はやはり効果がないんじゃないかということを感じています。

今影響を受けている企業の企業負担を考えると、今は猶予ではなくて、やはり減免をすべきときではないかというふうに思います。国民健康保険なんかは減免されていますけれども、やはり社会保険料も今回減免を考えるべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、今回、今委員御指摘のように、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえて、税制における対応と同様の措置として新たに無担保かつ延滞金なしで一年間社会保険料の納付を猶予できる特例を設けているところであります。

なお、今お話があった社会保険料の免除ということになりますと、社会保険制度そのものが、制度に加入している被用者を保障するための費用を企業と被用者全体が納める保険料によって賄う制度であるということ、ここにしっかりと立脚をしておかなければならないんではないかと思えます。

保険料負担が給付との見合いで設定されており、年金や医療等の社会保険料給付は、経済状況にかかわらず、これは継続をしなければなりません。したがって、売上げが急減した事業者の対応としては、今回行う延滞金を課さないという特例的な手当てを講じた上で、厚年保険料の納付猶予の特例措置において対応するとともに、さらに、それ以降については、社会保険料の納付が困難な場合には、現行の納付を猶予する仕組みもございませう。そういったものも活用しながら対応していくということになるんではないかと思えます。

○尾辻委員 今、本当に今までにない危機で、そ

して緊急事態宣言まで出ている中で、基本的な考え方はそうかもしれないけれども、減免と免除ということも考えないと、これは企業が、では本当に一年後で大丈夫なのかとか、数年後本当に大丈夫かというところで、事業継続できなくなる、そう思うんです。ですので、しっかりとこの減免免除もメニューとして考えていただきたいということ強く申し上げておきたいというふうに思います。

次に参ります。

社会保険が適用されない労働者の社会保障のあり方ということで順次お聞きしていきたいと思えますけれども、今、社会保険、厚生年金、健康保険は、労働者の老齢、障害、死亡や疾病、負傷、出産に関する保険給付を行うことを目的とした制度で、ただ、この大事な制度が、いまだに短時間労働者や非適用業種の個人事業所で働く労働者が対象外になっているわけです。これはやはり非常に大きな問題だと思えます。

現状、労働者は五千七百万人いるわけですから、何万人が社会保険の対象となっていて、何万人が社会保険が適用されていないのか。まず、この現状をお伺いしたいと思います。

○高橋政府参考人 昨年の財政検証のオプション試算におきましても、今の点を整理してお示ししてございませうけれども、二〇一八年度時点の雇用者全体五千七百万人、そのうち厚生年金被保険者は約四千四百万人でございませう。両者から機械的に差引きいたしますと、雇用者のうち、厚生年金の適用となっていない方が千三百万人というふう

になつてございませう。

○尾辻委員 これは非常に大きな数字だと思うんです。だから、一刻も早くこの対象外の人たちをやはり対処していくべきだと思います。

労働者のうち、こういうふうには社会保険が適用されていないのは、労働時間が短かったりとか、賃金が低かったり、中小企業で働く方々なんですよ。こうした脆弱な労働者が社会保険による社会保障が受けられない、労使折半による保険料負担ではなくて全額本人負担で、しかも保険水準は社会保険よりも低い状態。本当にこのままでいいのか、やはりこれは理不尽な状態ではないかと思えます。大臣の御見解をお伺いします。

○加藤国務大臣 まさに雇用者、今回でいえば被用者という言い方なのかもしれませんが、この方に対しては適用範囲を拡大していく、これは私どももそういった姿勢で取り組んでいるところでありませう。

ただ、同時に、どういったところで被用者としての実態を考えていくのか。一番大きいのは、保険料の場合には労使折半ということでありませうから、企業側の負担増がどうなのか、こういったことを含めてこれまでも議論し、今回も、そうした事業者団体、労働者団体を含む関係者の意見、あるいは社会保障審議会年金部会等における専門家の意見、そうした中で丁寧な議論がなされた。

それを踏まえて、まずは五十人超の規模までの適用拡大ということをこの法案に盛り込ませていただいたところでありますので、これまでも一歩一歩、今五百人でありませう、途中経過で百人、五

十人と、一步一步ではありますけれども、こうした適用拡大を図っていく、こういう努力は引き続き行っていくというふうに思います。

○尾辻委員 そのスピードが、本当にこのスピードで大丈夫なのかということなんです。だから現実にはそういう方々がいらっしやあって、今もそういうふうな社会保険に入れない状況がある。なので、私は早く、やはり全ての被用者の人が厚生年金などの社会保険を早急に適用すべきだというふうに思っています。

ちよつと今、企業規模要件のことがありましたので、企業規模要件のことにについて、ちよつと質問を飛ばして聞かせていただきますけれども、先ほど大臣がおっしゃったように、五十人以下というところ、ここをでは今度どうしていくのかというのが大きな問題に、課題になっていくと思うんです。

年金機能強化法の附則に、当面の間、経過措置として規定をされたもので、私は、やはり適用拡大を進めるためには、早急にこの撤廃をしていくべきなんだというふうに思っています。ただ、今回それが政府の法案には明示をされていないわけです。そうすると、労働者もそうですけれども、事業主の方も先が見通せないわけですから、経過措置の間、十分に準備を行うこともままならないというところがあると思います。

なので、この企業規模要件は撤廃時期を明確に定めた上で、それまでの間に必要な支援を事業主の方とくに計画的に実施して、着実に適用拡大を進めていくべきだと思いますけれども、大臣、い

かがでしようか。

○加藤国務大臣 まず、もともとこの本則は企業規模要件はないわけです。附則によって企業要件が足されているということでもあります。

ただ、それに当たって、先ほど申し上げた中小企業の経営への影響というのはしつかり、やはり配慮していかなければならないということで、今回、二〇二四年十月に五十人超規模までいくということ、そして、その中間点として二〇二二年の十月には百人超の企業まで適用する、いわば段階的な適用をし、できるだけ多くの労働者の保障を中小企業の経営への配慮も行いつつ、早期に充実させようということがあります。一番大事なことは、まずこのスケジュールに沿ってしつかりと適用拡大を進めていくということでもあります。

今後の適用拡大の検討については、今回の附則に記載されておりませんが、政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される、まさに財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると書いてあるわけでありまして、この検討規定にのっとり対応していきたいというふうに思います。

○尾辻委員 やはり労働者の中に、社会保険に入られる方と入れない方、企業規模によって分けられるというのは、本来あるべきではないと思うんです。同じように働いているんですから、同じように社会保険に入れるべきである。

ただ、企業さんの負担、事業主の負担もありますから、そこは厚労省としてしつかりと事業主の

方を支援していただきながら、今の社会保険に入れる人と入れない人というのがなくなるように、原則全員適用になるように、これはしつかり道筋をつけるべきだというふうに思います。

時間がなくなってきたので、ちよつと質問を飛ばしていききたいと思います。

榊屋議員のところにもあったように、基礎年金を今後どうしていくのかというのは、これは本場に大きな議論をしなければいけないというふうに思っているんです。もう少し細かく申し上げると、特に就職氷河期の世代ですね。

これは団塊ジュニアで、私もまさにその団塊ジュニアでして、学校を卒業したときにやはり良質な雇用機会に恵まれていないんですね。どうしても不安定雇用とか比較的低賃金の労働しかない。そういう私たちが高齢期を迎える二〇三五年以降、この世代、私たち世代をどうしていくのかということなんですけれども、社会保険の適用されない雇用についてした場合、みずから国民年金保険料を払ったとしても、昨年の財政検証の結果によると、所得代替率が二〇四〇年には、ケースのⅢ、中程度のところで二〇%低下なんです。ですから、現在の基礎年金額六万五千四百一十円が五万二千円まで下がる、ケースⅢで五万二千円まで下がってしまうということなんです。

特に、国民年金保険料の納付率は自営業者より労働者の方が低いということも明らかになっていて、失業期間の保険料減免も考えると、この満額ですら非正規労働者はなかなか受けられないんじゃないかということで、基礎年金のマクロ経済ス

ライドによる給付水準の低下は、このような脆弱な労働者の老後や、障害を負ったときの生活に深刻な影響をもたらすんじゃないか。団塊ジュニア世代は約八百万人というボリュームもありますから、この世代の高齢期の所得確保をやはり今から考えておかないと、これは社会不安へ大きくつながっていくと思います。

なので、そこで厚労大臣にお伺いをしていきたいと思えますけれども、基礎年金は生活の基礎的な部分を保障するための給付と考えられます。その基礎年金の給付水準は、本来どのような考え方で設定をされるのか。そして、二〇一九年財政検証において、マクロ経済スライドの発動によって基礎年金の給付水準が大きく低下することが明らかになったんですけれども、給付水準のあり方についてというのは具体的な検討が行われておりません。この具体的な検討を行っていない理由というのは一体何なのかということについてお伺いしたいと思えます。

○加藤国務大臣 まず一つは、将来の年金支給額をどうやって割り戻すかというのは、今委員は賃金で割り戻されたわけですが、一般的には、その年金でどういう生活ができるかということを考えれば、普通は物価で割り戻すのではないかと。そうやって見ると、今はそんなに大きく減少しているわけではないということが言えるんじゃないかと思えます。

それから、基礎年金の考え方でありますけれども、これだけで老後の生活を賄うというものではありません。現役世代に構築した生活基盤や貯蓄

等、また、厚生年金受給者については二階部分の基礎と組み合わせて老後の生活を行うという考え方に立って、国民共通の定額給付の設計とされているということでもあります。

ただ、先ほど榊屋委員とも御議論させていただきましたように、賃金に対する所得代替率について見ると、二〇〇四年のときにはどちらも同じ変化だったものが、二〇〇九年の財政検証以降、基礎年金部分と報酬比例部分が大きく乖離をしてきたといったこと、そして、そういう中で、基礎年金が持っている所得再配分機能をどう考えるのか、やはりこれはしっかり考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。

残念ながら、今回の年金の改正においてはそれについて結論を出すことはできなかったところではありますけれども、次に向けて、これはなかなか容易な話ではありませんけれども、どういうやり方があるのか、しっかりと議論していかなければいけないというふうに思っています。

○尾辻委員 やはり五年を待たずに制度改正を考えていかないと、これは私は間に合わないというふうに思うんですね。

この基礎年金を本当にどうやって底上げしていくのかということは、年金の信頼性において本当に大事なことだと思います。その底上げのやり方というのは、いろいろなやり方があると思うんですね。実は、私たち、参議院選挙のときには、住宅手当を創設すると。やはり低年金の方々のいうと、家賃が非常に大変だということがありますし、更に言うと、今、年金には給付金ができません

たけれども、私たちの対案の方ではプラス六千円にしよう、五千円を六千円にしようという対案を出していますけれども、こういうこともやはりしっかりと考えていかなければいけないと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 年金の中で住宅手当を考えるとこの御指摘なんだろうと思えますので。それは、先ほど西村委員との御議論もありました。どこでどういうふうに考えていくのかという課題もあるんじゃないかと思えます。

ただ、住宅の問題というのは、やはり特に若い世代において住居費がふえてきている、こういう実態がある。そのことは我々認識をして、考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それと、給付金の関係でありますけれども、これについては、そもそも、当時私どもは野党でありましたけれども、三党協議の中で、五千円にする、そして保険料納付も踏まえて対応する、こういう合意に基づいて、そして、その段階でやはり財源を確保しなければならぬわけであります。基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一にするときにも、財源確保で相当皆さん苦労されたわけでありますので、やはりそういったことも含めて議論していかなければならないんじゃないかと思えます。

○尾辻委員 ここら辺とかもあわせてしっかりとやっていかないと、これから、就職氷河期、団塊ジュニアの世代が老後を迎えたときに生活できない

ということが本当に起こってくるし、今働いていても、やはり皆さん、老後の不安というものをすごく感じているわけですよ。今コロナでも不安だし、更に自分の老後も不安だということにならないように、ここはしっかりと、いや、大丈夫なんだ、基礎年金がしっかりと生活をできる部分は賄うんだ、私は、やはりそういう考え方で基礎年金のあり方をもう一度見直していく、しっかりと検討を始めていくことが大事だというふうに思います。

あと、再分配の話もちよつと議論させていただければと思うんですが、厚生年金保険料の標準報酬最高限と健康保険の最高限がそれぞれ違うわけですよ。やはり所得再分配が日本で機能していない一因がここにあるんじゃないかという指摘があります。

厚生年金保険料は、月額でいうと六十二万円を超えると、あとは、もうそれが百万になろうが二百万になろうが三百万になろうが、月額は一緒なわけですよ。健康保険の方だと、例えば協会けんぽだと、最高は百三十九万円なんです。だから、これは六十二万円と、協会けんぽだと百三十九万円、全然標準報酬最高限が違うわけです。こういったことがやはり所得再分配が進まない原因の一つになっているというふうに大沢真理先生なんかも指摘されているわけですよ、それについて、その指摘や認識が厚労省にあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○加藤 国務大臣 先ほどからの議論なんですけれども、社会保障制度を本当に議論するときは、こ

れは恒常的に経費が必要なもので、やはりそれに対する安定的な財源、これを抜きにして議論しても余り建設的な議論にはならないのではないかなというふうに思います。

その上で、今のお話なんですけれども、年金制度は、要するに保険料に応じて年金支給額がふえる、こういう格好になっておりますから、当然、それだけふやせばそれだけ高額の公的年金を支給するということになります。本当にそれだけ高い年金をこの公的年金制度の中で支給すべきなのか、こういう議論もあって、一定の抑えがあつて、基本的に、全厚生年金被保険者の標準報酬額の平均の二倍が現行の標準報酬月額の上限を継続的に超える、こうした場合にはそれを引き上げる、これは法律に書いてありますけれども、こういった考え方をとっているということなんだろうと思います。

○尾辻 委員 日本の社会保険料のあり方がやはり所得再分配に効果的になっていないという指摘です。この指摘もやはり踏まえていただきたいというふうに思います。

ちよつと時間が来たので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。